

JSG ニュースレター

<Tax>

**COVID-19 により、2021 年度所得税の申告
および納付期限を延長（2022 年 6 月 30 日まで）**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2022 年 4 月中旬から、COVID-19 の陽性患者が急増している状況を受け、申告のために納税者が短期間に集中して国税局を訪れるのを防ぎ、COVID-19 の感染拡大を避けるため、財政部は昨日 4 月 27 日に [2021 年度総合所得税と営利事業所得税の申告および納付期間](#) を当初の 2022 年 5 月 1 日～5 月 31 日から **5 月 1 日～6 月 30 日まで** 延長することを決定いたしました。各手続の期間変更は以下のとおりです。

項目	手続期間(期限)
所得及び控除額資料の照会手続	2022 年 4 月 28 日～6 月 30 日
個人総合所得税確定申告を電子申告で行った場合の添付資料及び証明書の提出期限	2022 年 7 月 11 日までに所在地管轄の国税局または、任意の国税局所轄の分局、稽徴所又は服務処 に提出（または郵送）
営利事業（および教育、文化、公益、慈善機関または団体）の所得税確定申告を電子申告で行った場合の添付および会計士税務監査報告書の提出	1. 2022 年 8 月 1 日までに資料を所在地の国税局所管の分局、稽徴所もしくは服務処 に郵送、または

	2. 2022年7月29日までに営利事業所得税電子申告システム上でアップロード
<p>営利事業所得税解散、清算および特殊会計年度（週決算）において、所得税法第71条、第75条および第101条の規定による営利事業所得税の確定（解散、清算）申告納付期間が2022年5月1日～5月31日までの場合</p>	<p>申告および納付期限を30日間延長</p>
<p>■ 所得税各項申告書、納付書または通知書などがすでに印刷または郵送済な場合、記載されている本来の申告納付税額期限であった5月31日は、自動的に6月30日に延長されるものとする。</p>	
<p>■ 総合所得税の各還付期間は変わらず、申告延長期間である6月1日～6月30日において、電子申告を行った場合、および税額試算結果についてオンラインまたは電話音声で回答した場合は、第一期2022年7月29日から還付が適用できる。</p>	

勤業衆信の見解

財政部は感染拡大防止措置が納税義務者の経済状況に与える影響を考慮し、2021年度の所得税申告作業についてもさまざまな措置をとっており、納税義務者はこれらを活用することが推奨されています。具体的には以下が挙げられます。

1. 確定申告期間は5月1日から6月30日までとなっており、全ての納税義務者に一律適用されます。台湾政府の感染防止措置に従い、自己のリスク回避のためにも、納税義務者は可能な限り電子申告を利用することが推奨されます。
2. 納税義務者は、新型コロナウイルスの影響を受け6月30日までに税金を完納することができない場合は、台湾財政部の2020年3月19日付台財稅字第10904533690号通達の規定により、6月30日までに申告を完了し、国税局に対して納税の延期または税金の分納を申請することが可能です。
3. 納税義務者は6月30日までに納税申告を完了させるか、または納税の延期若しくは税金の分納を申請し許可を得た場合、加算利子税やペナルティ等の追加の税負担は生じません。会計士の税務監査を受けたか、青色申告を行った営利事業所得税確定申告案件については、法に基づく10年間の繰越欠損金の適用についても影響を受けません。

 Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



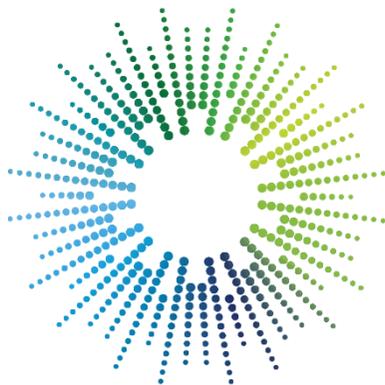
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、は香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2022 勤業叢信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

因應嚴重特殊傳染性肺炎疫情，110 年度所得稅 結算申報及繳納期限展延至 111 年 6 月 30 日

為因應疫情自 111 年 4 月中旬起，每日確診人數不斷快速攀升，考量短時間內到國稅局申報人潮恐衍生疫情擴散，財政部昨(27)日公告 [110 年度綜合所得稅及營利事業所得稅結算申報及繳納期間](#)，由原本 111 年 5 月 1 日至 5 月 31 日，展延為 5 月 1 日至 6 月 30 日。相關作業配合調整期間如下：

項目	作業期間(期限)
所得及扣除額資料查詢作業	111 年 4 月 28 日至 6 月 30 日
網路申報綜合所得稅應檢送之證明文件與單據資料	111 年 7 月 11 日前送(寄)戶籍所在地國稅局或就近至任一國稅局所轄分局、稽徵所或服務處代收
網路結算申報營利事業(及教育、文化、公益、慈善機關或團體)所得稅，應檢送之相關附件資料及會計師查核簽證報告書	<ol style="list-style-type: none"> 111 年 8 月 1 日前將資料寄交所在地國稅局所轄分局、稽徵所或服務處；或 111 年 7 月 29 日前，透過營利事業所得稅電子結(決)算申報繳稅系統軟體上傳送交

營利事業所得稅決算、清算及特殊會計年度(週結制)·依所得稅法第71條、第75條及第101條規定辦理營利事業所得稅結(決、清)算申報繳納期間截止日在111年5月1日至5月31日期間者

申報及繳納期限展延30日

- 所得稅各項申報書、繳款書或通知書等已完成印製或寄發，原書表上所載申報繳納期限為5月31日，將自動展延至6月30日
- 綜合所得稅之各批退稅期程維持不變，民眾如於延長申報期間6月1日至6月30日採網路申報及稅額試算線上或電話語音回復者，仍可適用第1批(111年7月29日)退稅。

勤業眾信觀點

財政部考量疫情防治及對納稅義務人經濟之衝擊，針對110年度所得稅結算申報作業已採取多項措施，納稅義務人應多加利用，整理如下：

1. 結算申報期限為5月1日至6月30日，全體納稅義務人均適用，納稅義務人應多加採用網路申報，以配合政府疫情防治，自己也可避免風險。
2. 納稅義務人如因受疫情影響致6月30日前不能繳清稅捐者，仍得依財政部109年3月19日台財稅字第10904533690號令規定，於6月30日前完成結算申報及向國稅局申請延期或分期繳納稅捐。
3. 納稅人只要於6月30日完成申報及繳納稅款，或依申請核准延期或分期繳納期限來繳納稅款，不會有加計利息、滯納金或怠報金等額外的負擔；會計師簽證或採用藍色申報書之營利事業所得稅申報案件，其依法享有的前十年虧損扣除優惠也不會受到影響。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體(統稱為“Deloitte 組織”)。DTTL(也稱為“Deloitte 全球”)每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡(統稱為“Deloitte 組織”)均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾（明示或暗示），DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利